

令和8年1月6日(火)

受付開始!

令和8年 新春募集

# 住宅リフォーム振興助成制度

伊東市木造住宅耐震改修助成事業と併用可能です

この助成事業は、市内の商工業活性化や地域経済の振興を図るため、市民の方々が市内の施工業者に発注し、自己の所有する住宅のリフォーム工事を行う場合、その経費の一部を助成する制度で、伊東商工会議所が実施する事業です。

## 【制度の概要】

リフォーム工事	* 住宅の改築、改築、模様替え、その他住宅の機能の維持や向上のために行う補修・改造、又は器具・備品の取付けなどをいいます。
対象建物	* 市民が市内に所有する個人住宅（マンションは占有部分が助成対象、賃貸物件は助成対象外となります。） * 市民が市内に所有する併用住宅又は併存住宅の居住部分。 * 建物が未登記など、所有が明らかでない場合は助成対象外となります。 * 自営業の方など、居宅と店舗が同一建物の場合、ご相談ください。
対象工事 及び 施工業者	* <u>工事費（消費税抜）が10万円以上で、助成対象工事として認定を受けた後に着工し、裏面の「申請及びその他」欄に記載の期日までに完了報告書類を提出できる工事が対象となります。</u> * 助成対象外の工事もありますので、別紙「住宅リフォーム対象工事・対象外工事一覧表」をご確認ください。 * 施工業者は、市内に本社または本店が登記されている法人、及び本市に納税申告をしている個人事業者で、市税等を完納している業者です。
助成金額	<p><b>「住宅リフォーム振興助成事業」単独の場合</b></p> <p>* 助成対象工事費（消費税抜）100万円以上の場合 ⇒ <u>10万円</u></p> <p>* 助成対象工事費（消費税抜）10万円以上100万円未満の場合 ⇒ <u>工事費（消費税抜）の10%</u> (ただし、1,000円未満切捨。)</p> <p>* 助成対象工事費（消費税抜）が10万円未満 ⇒ <u>助成対象外</u></p> <p><b>「伊東市木造住宅耐震改修助成事業」と併用した場合</b></p> <p>* 助成対象工事費（消費税抜）100万円以上の場合 ⇒ <u>20万円</u></p> <p>* 助成対象工事費（消費税抜）10万円以上100万円未満の場合 ⇒ <u>助成対象工事費（消費税抜）の20%</u> (ただし、1,000円未満切捨。)</p> <p>* 助成対象工事費（消費税抜）10万円未満 ⇒ <u>助成対象外</u></p> <p>* 助成金額の決定は、工事が完了し、「工事完了証明書」等の必要書類を受理した後に通知します。また、助成金の支給は、当該通知（助成決定通知書）に同封の「助成金請求書」を受理した後に銀行口座へ送金します。</p> <p>* 工事費等に変更が生じた場合は、変更後の工事費（消費税抜）に対する助成金を支払います。（「変更申請書」の提出が必要です。）</p>

申請者の要件	<p>申請できる者は次のすべてに該当する方です。</p> <p>*伊東市に住民登録があり、現に市内に居住していること。</p> <p>*助成の対象となる住宅の所有者で、その住宅に住民登録があること。(当該住宅を所有していない居住者も対象となる場合がありますのでご相談ください。)</p> <p>*市民税、固定資産税、国民健康保険税、水道料、その他公共料金について、申請日時点で滞納していないこと。</p> <p>*<b>令和5年4月1日から令和7年3月31日の間に</b>この制度を利用してないこと。</p>
申請及び その他	<p>* 申請は<b>令和8年1月6日（火）から先着順により受け付けます。</b></p> <p>【受付時間：午前9時～午後5時】(ただし、土・日・祝日を除きます。)</p> <p>【受付場所：伊東商工会議所】</p> <p>* 予算がなくなり次第、締め切りとなりますので、お早めにご準備ください。</p> <p><b>注意: 令和8年3月19日（木）までに完了報告書類を提出できる工事が対象です。</b></p> <p>* 対象となる工事については、原則として市等で実施している他の助成制度と併せて助成を受けることはできませんが、以下の助成事業については、<u>併用可</u>とします。</p> <p>①「伊東市木造住宅耐震改修助成事業」</p> <p>耐震改修部分とリフォーム部分に分けて助成を受けることができます。</p> <p>詳しくは、<u>伊東市建築住宅課 Tel 32-1763までお問い合わせください。</u> (申請に関する書類は、伊東商工会議所に備えています。)</p> <p>* リフォーム工事に伴い、下水道接続工事を実施される場合はご相談ください。(「伊東市排水設備工事費助成事業」をご案内いたします。)</p>

## ◆◆特に注意すること◆◆

- 助成対象工事として認定を受けてから工事を開始してください。認定を受ける前に工事に着手されると助成金が支給されませんので注意してください。

※増築された場合、増築部分について固定資産税が新たに課税されます。  
工事が完了した後に、伊東市役所課税課職員が増築部分の調査等に伺います。  
調査日時等については伊東市役所課税課から連絡があります。  
詳しくは、伊東市課税課資産税係 Tel 32-1276(家屋担当)までお問い合わせください。

問い合わせ先

伊東商工会議所

Tel 37-2500 【申請等受付窓口】